

(介護予防)小規模多機能型居宅介護 花笑み 重要事項説明書

令和7年4月～

1. 事業の目的と運営方針

要介護（要支援）状態にあるご利用者様に対し、適正な（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供することにより、自宅で可能な限り暮らし続け、住み慣れた地域で生活できるよう生活の支援を目的として、通いを中心に訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスを提供します。

ご利用者様の人格を尊重し、心身の状況や住まいの環境を踏まえて、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、地域での暮らしを支援します。

2. 事業者の概要

事業者名称	株式会社 花笑み
主たる事務所の所在地	〒990-2162 山形市あけぼの一丁目 6-8
法人種別	営利法人
代表者名	代表取締役 多田喜与志
電話番号	023-666-6633
設立年月日	平成30年4月18日

3. 事業所の概要

種類	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護		
指定事業者番号	0690100904		
指定年月日	令和元年 12月 1日		
名称	小規模多機能型居宅介護 花笑み		
所在地	山形市あけぼの一丁目6-8		
電話番号	023-666-6633	FAX	023-666-3252
営業日	365日		
営業時間（訪問サービス）	24時間		
同（通いサービス）	6時～21時		
同（宿泊サービス）	21時～6時		
サービスを提供する地域	山形市		
登録定員	29名		
利用定員（通いサービス）	17名／1日		
（宿泊サービス）	9名／1日		

※ご登録いただいている場合でも、定員を超過するときは利用できない場合があります。

3-1 従業者の職種、員数及び勤務の体制

職 種	資 格	員 数	勤務形態
管理者	介護福祉士	1名	常勤兼務
介護員	介護福祉士及び訪問介護員養成研修2級課程を修了した者	11名	常 勤 5名 常勤兼務 2名 非 常 勤 4名
看護職員	准看護師	1名	常勤専従
計画作成担当者	介護支援専門員	2名	常勤兼務

3-2 設備の概要

- ・ 宿泊室 9室
個室（1人）となっております。介護用ベッド・ナースコール・エアコン完備
- ・ 食 堂 兼 リビング
ご利用者様が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、テーブルや椅子などの他テレビなど備品類を備えています。日中はリクリエーションなども行います。
- ・ 浴室
ご利用者様の状態に合わせた入浴ができるよう、浴槽が2か所に用意しております。
- ・ 厨房
ご利用者様に暖かい食事が提供できるようになっております。

4. サービスの内容

ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、（介護予防）小規模多機能居宅介護計画を作成し、ご利用者様の状態・希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせた介護サービスになります。

通いサービス：自宅から事業所まで送迎を行い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

訪問サービス：ご利用者様の自宅を訪問し、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の支援を行います。

宿泊サービス：一時的に事業所へ宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ①ご利用者様の金銭や飲食物などのやり取りはご遠慮ください。
- ②職員に対して贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。
- ③当事業所の職員やご利用者様に対し、一切の宗教活動・政治活動・営利を目的とした活動を行うことはできません。
- ④施設内は禁煙となっております。
- ⑤訪問サービスご利用の際
 - ・ガス・水道・電気や備品等のご自宅の物を使用させていただきます。
 - ・ご自宅での医療行為については対応できません。
 - ・ご自宅内で職員が飲食することは禁止させていただきます。

6. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものになります。サービス利用料金は通い、訪問、宿泊（介護サービス費分）すべてを含んだ1月単位の包括費用（定額）になります。

1. 基本料金（下段はサ高住花笑みに入居されている方が利用された場合）

基本料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
	3,109 円	6,281 円	9,423 円	13,849 円	20,144 円	22,233 円	24,516 円
2 割負担	6,876 円	13,896 円	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円
	6,218 円	12,562 円	18,846 円	27,698 円	40,288 円	44,466 円	49,032 円
3 割負担	10,314 円	20,844 円	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円
	9,327 円	18,843 円	28,269 円	41,547 円	60,432 円	66,699 円	73,548 円

☆月ごとの包括料金ですので、体調不良や状態の変化等により（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画で予定された回数や日数よりも利用が少なかった場合、または多かった場合であっても、割引や増額は行いません。

☆月途中から登録した場合又は月途中で登録を終了した場合には、登録された日数に応じて日割りした料金となります。

☆登録日…ご利用様が利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを最初にご利用された日。

☆登録終了日……ご利用様が利用された最後の日。

2. 区分支給限度額内の各種加算

- ・初期加算 30 単位／日…登録した日から起算して 30 日まで毎日加算

1 割負担	2 割負担	3 割負担
30 円	60 円	90 円

- ・看護職員配置加算Ⅱ 700 単位／月…常勤専従の准看護師を 1 名以上配置
- ・認知症加算Ⅲ 760 単位／月
…主治医意見書で「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定がⅢ以上の方が対象。
- ・認知症加算Ⅳ 460 単位／月
…要介護 2 であり、主治医意見書で「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定がⅡに該当する方が対象。

	1 割	2 割	3 割
看護職員配置加算Ⅱ	700 円	1,400 円	2,100 円
認知症加算Ⅲ	760 円	1,520 円	2,280 円
認知症加算Ⅳ	460 円	920 円	1,380 円

3. 区分支給限度額に含まれない加算

- ・総合マネジメント体制強化加算Ⅱ 1,200 単位/月

- (1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。
- (2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

1 割負担	2 割負担	3 割負担
1,200 円	2,400 円	3,600 円

- ・中山間地域における小規模事業所加算 所定単位×10%
…厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービスの提供を行った場合。
- ・介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数×13.4%

4. 介護保険の給付の対象とならないサービス

◎食事の提供（食事代）

ご利用者に提供する食事に要する費用。

料金：朝食495円 昼食715円 夕食660円

◎宿泊に要する費用

料金：1泊につき2,650円

5. お支払方法

月末締めで月ごとに計算し、請求書をお渡しさせていただきますので下記のいずれかの方法で翌月25日までにお支払い下さい。

(ア) . 口座振替（手数料143円はご利用者様負担となります）

※口座振替は荘内銀行の口座からとなります

(イ) . 下記指定口座への振り込み

① 荘内銀行 ときめき通り支店 普通 1062141

株式会社 花笑み 代表取締役 多田 喜与志

6. 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者様に提示して協議します。

- ・食事のキャンセル等については、食事準備の時間もあるため、ご利用日当日の朝8時まで申し出があった場合にはキャンセル料はかかりません。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況及び対応について記録し、事故の原因解明や再発防止に活用いたします。

8. 守秘義務に関する対策

業務上知り得たご利用者様・ご家族及び関係者の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を雇用契約の内容としています。

9. 身体拘束の禁止

原則としてご利用者様の自由を制限するような身体拘束を行いません。

緊急やむを得ない状況により身体拘束を行う場合には事前にご利用者様・ご家族へ十分な説明を行い、同意を得ます。

10. 虐待防止に関する事項

虐待の発生を防止するため下記の措置を講じるものとします。

- ・虐待防止のため委員会を設置し、担当者を定め、委員会を定期的開催します。
- ・虐待防止のための指針を整備し、職員を対象とする研修会を定期的に行います。
- ・事業所は虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村・包括支援センター等関係機関へ通報することとします。

11. 苦情申立窓口

	相談時間	月曜日から日曜日
		午前8時30分～午後5時30分
花笑み相談窓口	電話	023-666-6633
	担当者	管理者：遠藤 由美子
山形市福祉推進部	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
長寿支援課	ご利用方法	電話 023-641-1212
山形県国民健康保険	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時30分
団体連合	ご利用方法	電話 0237-87-8000

- ・苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受けます。又苦情申立人に対してその対応等必要事項を報告いたします。

12. 運営推進会議の設置

当事業所では、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

構成員	ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センター、出地区社会福祉協議会、（介護予防）小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者等
開催	年4回
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成。

13. 緊急時の対応方法

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

協力医療機関	医療機関の名称	うるしやまクリニック
	所在地	山形市大字漆山772-1
	電話番号	023-615-8212
	診療科	内科 呼吸器内科
	入院設備	無し
	救急指定の有無	無し

14. 非常災害対策

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。又、避難訓練を年2回計画し、ご利用者も参加して頂き行います。

防火管理者	高橋 一貴
消防用設備	・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・ガス漏れ探知機 ・非常用照明 ・誘導灯 ・消火器

15. 損害賠償

・事業者はサービス実施に伴って自己の責に帰すべき事由によりご利用者様に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者様に故意または過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができるものとします。

・事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

1. ご利用者様のサービス実施にあたり必要な事項や心身の状況及び病歴等について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
2. ご利用者様の急激な体調の変化等、提供したサービスに起因しない事由により損害が発生した場合。
4. ご利用者様・ご家族等が職員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

16. 感染症対策

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等に取り組む他、感染症の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に当たり、

甲 に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

甲’

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス事業者

事業所所在地 山形市あけぼの一丁目6-8

名 称 小規模多機能型居宅介護 花笑み

説明者 管理者

氏 名 遠藤 由美子

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。

私は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意します。

(甲) 利用者 住所

氏名

(甲’) 署名代行者 住所

氏名